

環境モニタリング評価部会設置の進め方について(案)

平成25年 3月18日
福島県原子力安全対策課

廃炉安全監視協議会設置要綱 (平成24年12月7日 策定)	部会に関して別に定める事項(案)
第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。 (1) 労働者安全衛生対策部会 (2) <u>環境モニタリング評価部会</u>	1 協議事項 ・原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。 ・原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。 ・その他部会において必要と認められること。
2 会長は、必要の都度、部会を招集し、 <u>会長が指名する部会長</u> が、議事の運営に当たる。	2 部会長 ・福島県生活環境部次長(県民安全担当)をもって充てる。
3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。	※ 指名は、協議会とは別に行う。
4 <u>会長が必要と認めるときは</u> 、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。	3 会長が必要と認める構成員 ・専門委員(廃炉安全監視協議会の専門委員) ・福島県(県民安全総室以外の関係機関) ・その他の機関 ※今後選定する。
5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。	※ 議題に応じて、出席を求める。 ・原子力規制庁 ・東京電力 等
6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。	
7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。	※ 部会運営要項として定める。
第7条 協議会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。	4 庶務 ・福島県生活環境部放射線監視室において処理する。

○部会の当面の進め方について(平成24年12月26日、第1回協議会資料1-(2)より)

1 役割

- ・発電所周辺モニタリング計画の検討
- ・発電所周辺モニタリング結果の評価

2 部会において確認する項目

- ・県の「発電所周辺モニタリング計画の策定、結果のとりまとめ」に関する取組の確認
- ・東京電力の「発電所周辺モニタリング計画の策定、結果のとりまとめ」に関する取組の確認
- ・国(原子力規制庁)の「発電所周辺モニタリング計画及び結果の評価」に関する取組の確認